

特別仕様書の記載例（ICT活用工事）

（1）発注者指定型

第〇条 ICT活用工事について

- 1 本工事は、ICT活用工事「発注者指定型」であり、当初からICT活用工事に関する費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省農村振興局整備部設計課)」（令和6年4月)(以下「ガイドライン」という)により積算し、計上している。
- 2 ICT活用工事「発注者指定型」とは、次に示す①～⑤の施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 3 受注者は、契約後、発注者へICT工事計画書(別添-4)及び内容等が確認できる資料を提出する。
- 4 ICT活用工事の実施にあたっては、本特別仕様書及び「鹿児島県農業農村整備事業ICT活用工事試行要領」によることとし、疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。
- 5 ICT活用工事の費用について「発注者指定型」
 - 1) 当初発注時における積算方法
ICT活用工事を実施する項目については「ガイドライン(積算編)」に基づき、費用を計上している。
上記2の①～⑤施工プロセスのうち①, ②, ④, ⑤の経費は発注時において計上していないため、受注者は監督職員からの依頼に基づき見積書を提出し、その費用については設計変更において計上するものとする。
 - 2) 設計変更における積算方法（「発注者指定型」）
発注者は、受注者から提出された協議書及び関係資料にてICT活用工事の実施内容を確認し、「鹿児島県農業農村整備事業ICT活用工事試行要領」に基づき、実績に応じて設計変更を行う。

	発注時	実施時（設計変更） （実施内容に応じて変更）
① 3次元測量	計上しない ※1	見積りを徴収し、「ガイドライン積算編」に基づき変更 ※2
② 3次元設計データ作成	計上しない ※1	見積りを徴収し、「ガイドライン積算編」に基づき変更 ※2
③ ICT建設機械による施工	「ガイドライン」に基づき計上	「ガイドライン積算編」に基づき変更（必要に応じて見積りを徴収すること。）
④ 3次元出来形管理等の 施工管理	計上しない ※1	見積りを徴収し、「ガイドライン」に基づき変更
⑤ 3次元データの納品	計上しない ※1	見積りを徴収し、「ガイドライン」に基づき変更

※1 上記プロセス①，②，④，⑤については，発注時において計上していないため，契約後，見積りを徴収し，「ガイドライン積算編」に基づき計上する。

※2 3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費の見積りは別添－6を参照。